

【全項目評価書】 前回部会報告時からの修正点及び事前質問への回答

	修正理由	該当箇所	修正前	修正後/事前質問への回答
1	接種証明書のコンビニ交付に係る見直し	P 5 ②システムの機能	—	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
2	接種証明書のコンビニ交付に係る見直し	P 9 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。
3	接種証明書のコンビニ交付に係る見直し	P 9 ②入手方法：その他 P 12 ①、②：その妥当性、④ P 18 「対象者以外…」・「必要な情報以外…」の措置の内容 P 19 「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」 P 23 情報保護管理体制の確認	—	・コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム ・及びコンビニ交付関連機能 ・コンビニ交付 ・又は証明書交付センターシステム
4	接種証明書のコンビニ交付に係る見直し	P 16 ①保管場所	—	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。
5	接種証明書のコンビニ交付に係る見直し	P 19 リスク2：リスクに対する措置の内容	—	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
6	接種証明書のコンビニ交付に係る見直し	P 20 リスク4：リスクに対する措置の内容	—	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。
7	接種証明書のコンビニ交付に係る見直し	P 30 ⑥技術的対策（具体的な対策の内容）	—	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
8	一括照会機能の追加に係る見直し	P 9 ③、④ P 10 ⑧：情報の突合 P 18 「対象者以外の…措置の内容」 P 25 リスク2：リスクに対する措置の内容	転出先市区町村	他市区町村

	修正理由	該当箇所	修正前	修正後/事前質問への回答
9	一括照会機能の追加に係る見直し	P 2 5 リスク 3 : リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 千葉市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、 <u>その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</u>	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 千葉市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。
10	一括照会機能の追加に係る見直し	P 2 5 「特定個人情報の提供・移転…リスクに対する措置」	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、千葉市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、 <u>転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</u>	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、千葉市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、 <u>他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</u>
11	取り扱う特定個人情報ファイルを「予防接種対象者ファイル」に統一するため	P 7 備考⑨ P 8 1. 特定個人情報ファイル名 P 1 7 (別添2)の一番上 P 1 8 1. 特定個人情報ファイル名	P 7 特定個人情報ファイル P 8 予防接種情報ファイル P 1 7 予防接種情報ファイル P 1 8 予防接種情報ファイル	P 7 予防接種対象者ファイル P 8 予防接種対象者ファイル P 1 7 予防接種対象者ファイル P 1 8 予防接種対象者ファイル
12	必要事項の詳細説明及び、表現統一のため	P 1 8 「必要な情報以外…措置の内容」 P 2 6 リスク 1 : リスクに対する措置の内容	P 1 8 予防接種協力医療機関から提出される予診票は、 <u>誤記や不必要情報が記載されないようあらかじめ必要事項が記載されたシール等を配布している。</u> P 2 6 予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項が記載されたシール等を配布している。	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、 <u>誤記がないよう予め必要事項(氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号)が記載されたシール等を配布している。</u>
13	(事前質問) ・①住基連動の矢印はどこか ・特定個人情報はどこから入手しているのか	P 7 (別添1)事務の内容	「住基システム」、「保健医療・衛生情報システム」間に矢印(点線)	「住基システム」、「保健医療・衛生情報システム」間に矢印(実線) (事前質問への回答) 特定個人情報は住基システムから入手しているため、点線(特定個人情報以外の流れ)から実線(特定個人情報の流れ)へ修正する。
14	(事前質問) ・千葉市で他市住民を接種した場合は、VRSの特定個人情報ファイル内の領域で、千葉市と他市どちらの領域に記録されるのか ・千葉市民が市外で接種した場合、千葉市はVRSから情報を得ることはないのか	P 7 (別添1)事務の内容	-	修正なし (事前質問への回答) ・他市住民の接種記録は、他市町村の領域に記録される ・市民が他市で接種した場合、協力医療機関等から接種記録を取得する (フロー図の⑧参照)
15	(事前質問) ・⑨CSVの処理はバッチ処理か、USBなどの媒体を用いるのか ・「⑨CSVの登録」という表記は処理方法ではなく、業務内容に変更すべきではないか	P 7 (別添1)事務の内容	備考⑨: 特定個人情報ファイル(CSV)を登録	備考⑨: 予防接種台帳システム端末より出力し、保健医療・衛生情報システムに保管した予防接種対象者ファイル(CSV)を、VRSの機能により一括登録 (事前質問への回答) 予防接種台帳システムから予防接種対象者ファイル(CSV)を抽出し、保健医療・衛生情報システム内の共有フォルダに保管。VRSのデータ一括登録機能を使い、手作業でCSVの登録業務を行う。

	修正理由	該当箇所	修正前	修正後／事前質問への回答
16	<p>(修正1～3) 取り扱う特定個人情報ファイル名を「予防接種対象者ファイル」に統一するため</p> <p>(修正4) 国の記載例に準じ追記</p> <p>(修正5) 接種証明書のコンビニ交付に係る見直し</p>	P 7 (別添1) 事務の内容	<p>(修正1) 「予防接種台帳システム端末」</p> <p>(修正2) ⑨特定個人情報ファイル(CSV)の登録</p> <p>(修正3) 備考⑨：特定個人情報ファイル(CSV)</p>	<p>(修正1) 「予防接種台帳システム端末」内に「予防接種対象者ファイル」追加</p> <p>(修正2) ⑨CSVの登録</p> <p>(修正3) 備考⑨：予防接種対象者ファイル(CSV)</p> <p>(修正4) ⑪・⑫追加</p> <p>(修正5) コンビニエンスストア等のキオスク端末、⑬・⑭追加</p>
17	文言修正	P 1 7 (別添2) : <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>	・接種回 <u>(1回目/2回目)</u>	・接種回